

社会を明るくする運動

毎年7月は“社会を明るくする運動”強調月間です。

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～として次の活動を推進します。

・行動目標

- ①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

・重点事項

- 1 罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更正保護の活動について、広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取組
- 2 保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更正保護ボランティアのなり手を増やすための取組
- 3 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に支え手として加わってもらうための取組
- 4 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
- 5 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

※今年度は、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ一部活動を中止または延期をして行います。

問合せ さいたま保護観察所 ☎048-861-8287

有害植物に要注意！

山菜狩りなどで誤って有害な野草を採取し、食べたことによる食中毒が発生しています。また、有害植物による食中毒で、死者も発生しています。

食用の野草と確実に判断できない植物は、絶対に、「採らない!」「食べない!」「売らない!」「人にあげない!」を徹底しましょう。

家庭菜園や畑などで、野菜と観賞植物を一緒に栽培することはやめましょう。山菜に交じって有害植物が生えていることもあります。山菜狩りなどをするときは、一本一本よく確認して採り、調理前にもう一度確認しましょう。

問合せ 東松山保健所 生活衛生・薬事担当 ☎22-0280

交通事故被害者のご家族への援護金について

埼玉県交通安全対策協議会では、埼玉県内在住の交通遺児等を対象に、援護一時金を給付しています。

※「交通遺児等」とは、交通事故（陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故）により、死亡または重い障害を負った保護者に養育されている18歳以下の子どもをいいます。

★給付対象者

埼玉県内に在住する平成31年4月1日以降に交通遺児等となった者
(交通遺児等になった日現在18歳以下)

★給付額

子ども1人につき10万円(1回のみ)

★給付時期

令和2年11月または令和3年5月

★提出期限

令和2年11月給付分
→令和2年8月31日(月)まで
令和3年5月給付分
→令和3年2月26日(金)まで

★申請書類

各市町村、学校等で配布します。

★提出先

みずほ信託銀行浦和支店に郵送またはご持参ください。

住所：さいたま市浦和区高砂2-6-18

☎048-822-0191

★問合せ

埼玉県県民生活部防犯・交通安全課

☎048-830-2958

犯罪の被害に遭われた方やご家族の皆様へ 一人で悩みや問題を抱えていませんか？

【彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター】

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターは、県、県警、民間支援団体の3者がワンフロアで支援を行っている施設です。

犯罪の被害に遭ってお困りの方やそのご家族のお話をお聞きし、支援内容により県、県警、民間支援団体へワンストップで繋ぎ、犯罪による被害の軽減と早期回復を図ります。

総合対応電話

☎048-862-0001 (わんすとおつづ)

場所：ラムザタワー3階

(JR武蔵浦和駅西口徒歩3分)

県 防犯・交通安全課

・生活問題に対する情報提供・助言など

県警 犯罪被害者支援室

・専門職員によるカウンセリング

・警察の捜査や裁判の流れ等の説明など

民間支援団体 (公社) 埼玉犯罪被害者援助センター

・法律相談、カウンセリング

・病院や裁判所などへの付添支援など

【性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」】

性被害に遭い、どうしてもいかわからないなど、不安や悩みを抱えた方はご相談ください。守秘義務のある専門の女性相談員が無料に対応します。

相談電話番号

☎048-839-8341 (やさしい)

(24時間365日相談受付)